

土木工事共通仕様書

平成30年 9月

令和元年6月 一部改正

京都市上下水道局

1-1-1-10 工事着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-11 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が京都市の競争入札有資格者である場合には、営業停止、入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するための下請負契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体制台帳の対象範囲には、交通誘導警備員を派遣する警備会社も含むものとする。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、~~国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号)に従って、~~工事における各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、~~公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、~~工事関係者が見やすい場所並びに及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、~~その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。~~

3. 施工体制台帳等の作成

第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成に当たっては、「施工体制台帳の作成等について」(最終改正：~~平成26年12月25日付け国土建第198～202号平成31年3月29日付け国土建第499,500号~~)及び国土交通省のホームページに記載されている作成例を参考にするものとする。

4. 工事担当技術者台帳

~~第1項の受注者は、工事担当技術者台帳(所定様式)を追加して施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかに監督員に提出しなければならない。~~

~~なお、様式には監理技術者、主任技術者(下請負含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。また、顔写真は、顔が判別できる鮮明な写真を用いるものとする。~~

5.4. 施工体制台帳

第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督員に提出しなければならない。（ただし、警備会社においては、契約書の写しの提出は対象外とする。）

なお、(2)から(5)の書面については、監督員の指示に従い提出すること。

- (1) 下請契約書（注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款書の写し、2次以下の下請契約書も含む）または発注書及び請書
発注書及び請書による場合は、基本契約書または基本約款の添付が必要である。
- (2) 監理技術者資格を有することを証する書面
- (3) 当該監理技術者が、~~作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者~~での常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (4) 主任技術者資格を有することを証する書面
- (5) 当該主任技術者が作成特定建設業者に~~雇用期間を特に限定することなく雇用されている者~~での常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (6) 建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し（元請負者及び全ての下請負者）

6.5. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

監理（主任）技術者	
	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
	印
写真 2 cm × 3 cm 程 度	

[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2] 所属会社の社印とする。

図 1-1-1 名札の標準図

7.6. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図、~~工事担当技術者台帳(所定様式)~~及び第4項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。